

神戸市民生委員支援員

# 活動の手引き



令和7年5月

神戸市

# 目次

はじめに .....	1
1. 活動について .....	2
2. 活動事例 .....	3
3. 個人情報の保護 .....	7
4. その他 .....	8
5. 各区役所連絡先 .....	10
6. 参考資料 .....	11
○支援員制度の概要	
○支援員の設置までの流れ	
○神戸市民生委員支援員設置要綱	

# はじめに

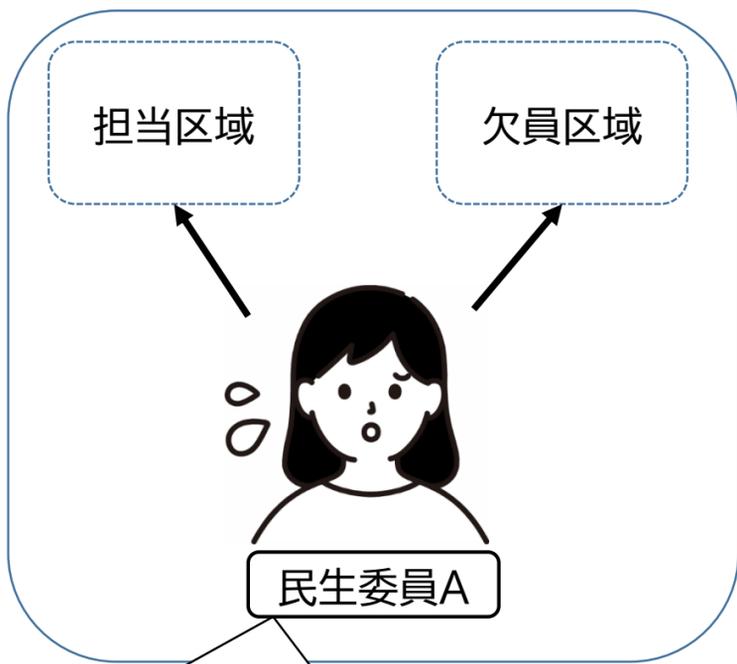
- 民生委員制度は、大正6年に岡山県において、民生委員制度の源となる「済世顧問制度」が創設されて以来、100年以上の長きにわたり受け継がれ、民生委員・児童委員(主任児童委員を含む。以下、「民生委員」という。)は、常に市民の立場にたって地域福祉を担ってきました。
- しかし近年においては、高齢社会の急速な進展や、生活困窮、児童虐待など多様化・複雑化した問題を抱える世帯の増加など、民生委員を取り巻く社会情勢は厳しさを増す一方、民生委員への期待は益々高まっています。
- これらの変化に伴って、民生委員の負担感の増加や、なり手不足の問題が生じています。地域や社会から、民生委員への期待は一層大きくなっていますが、同時に支援すべき対象者も増えるなど、個々の民生委員の負担は増大している状況です。
- 神戸市では、民生委員の負担を軽減し、その担い手となる人材を育成し、地域の中で互いに助け合い支えあうことができるまちづくりの実現をめざし、神戸市の地域福祉を推進するため、平成17年度神戸市独自の制度として、神戸市民生委員支援員(以下「支援員」という。)制度を開始しました。
- 本手引きは、支援員のみなさんが活動を行う上での事例やポイントをわかりやすくまとめたものです。  
本手引きが支援員のみなさんの活動の参考になれば幸いです。



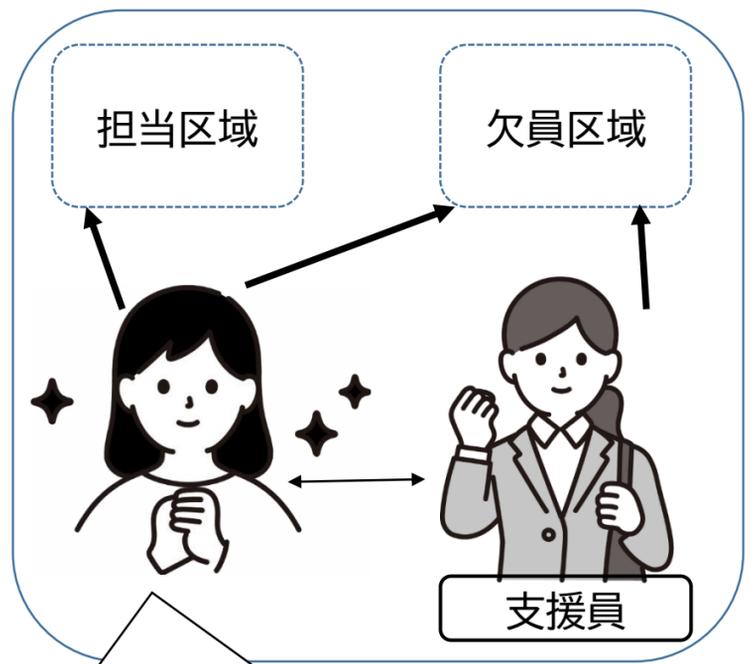
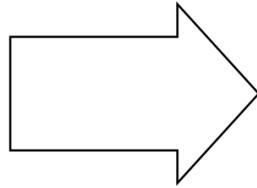
# 2. 活動事例

- 活動するにあたっていくつかの事例を紹介します。
- こちらに記載している事例はあくまで一例ですので、具体的な活動内容は、地区民児協会長等とよく相談してください。

## (1) 欠員区域をカバーしている民生委員Aさんをサポートする支援員

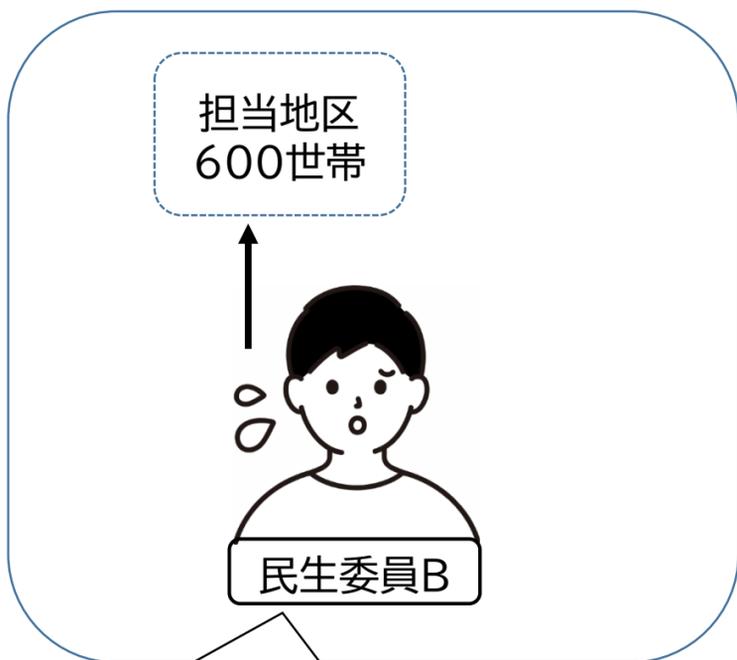


欠員区域をカバーをしています。自分の担当区域の対応に時間が割かれるため、欠員区域の見守り活動が難しいです。

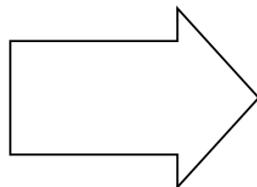


支援員のおかげで、欠員区域の見守り活動が充実しました。

## (2) 担当世帯のカバーが難しくなってきた民生委員Bさんをサポートする支援員

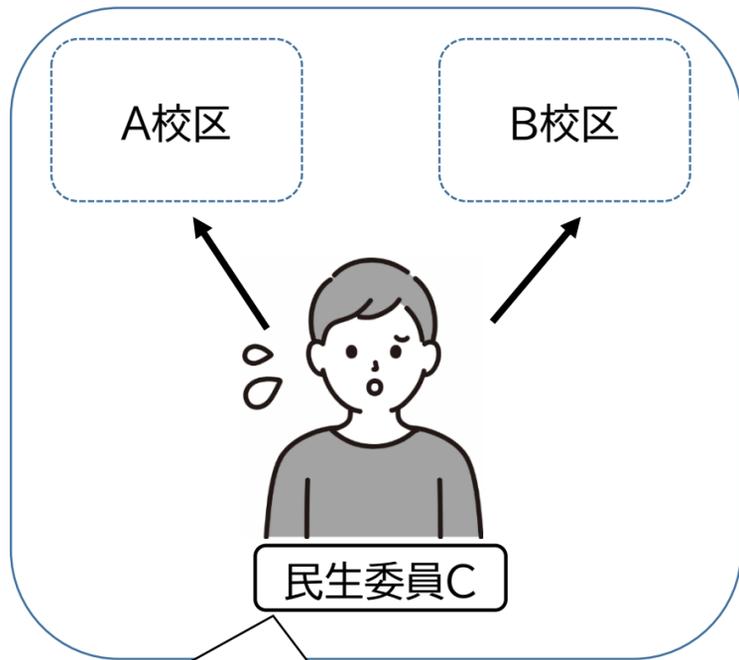


担当区域内にマンションが建設され、担当世帯数が増え、見守り活動などが大変になってきました。

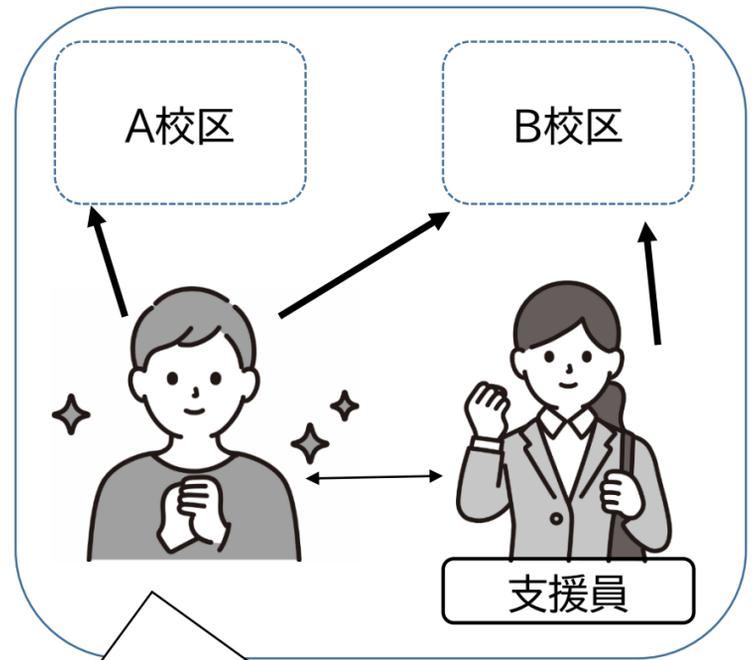
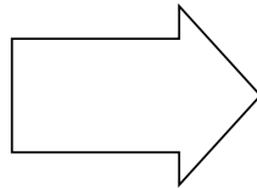


支援員と見守り活動を分担することで、負担が軽減されました。

### (3) 2つの学校区を活動エリアとして担当する民生委員Cさんをサポートする支援員



自分が所属するA校区は情報が多く入るが、所属していないB校区の情報が少なく活動が大変です。

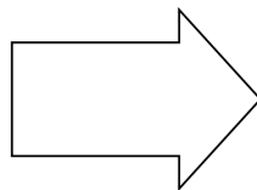


B校区所属の支援員の協力で、見守り活動が効率的になりました。

### (4) 退任が決まっている民生委員Dさんと次の民生委員の候補となる支援員

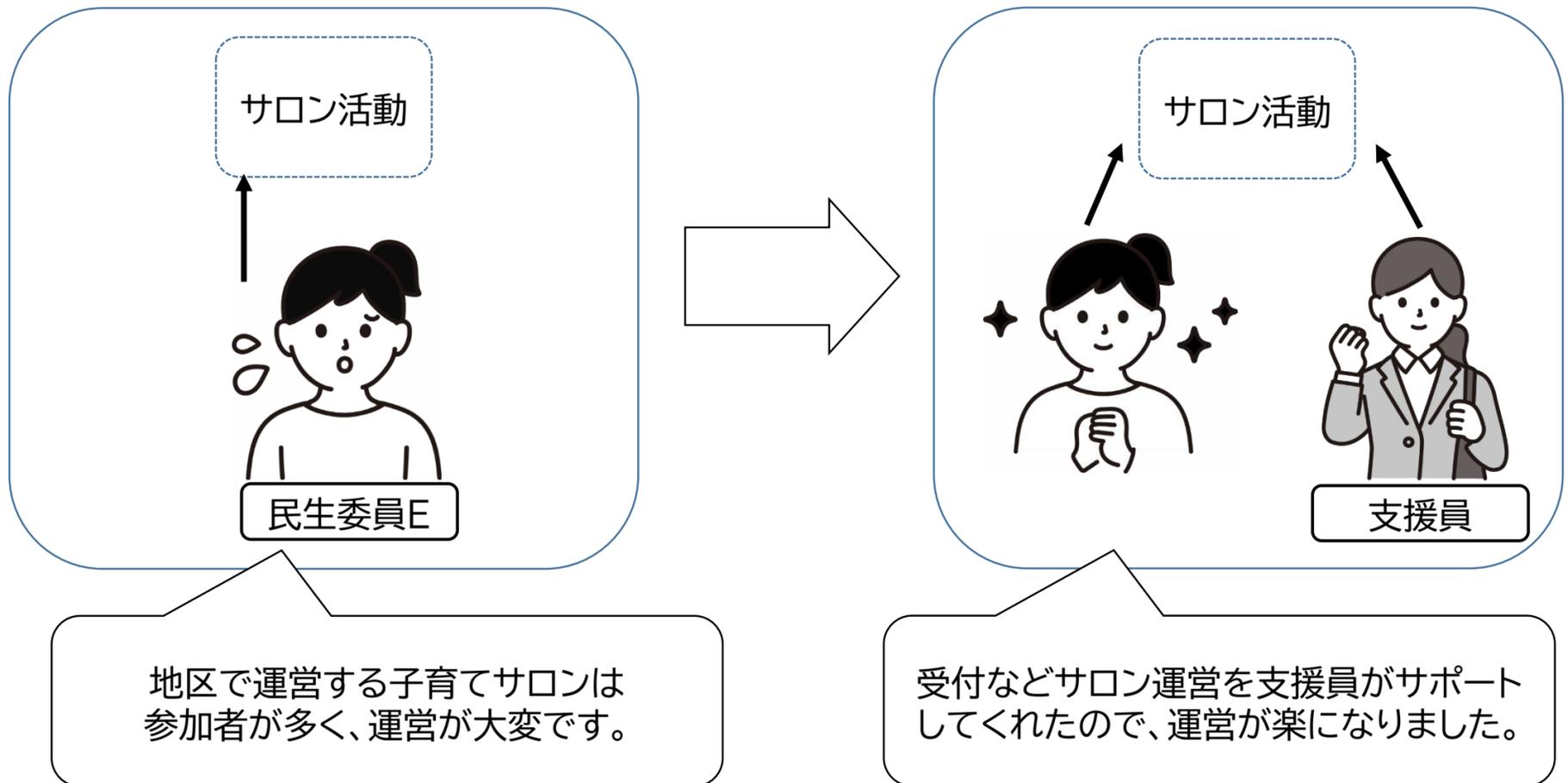


次の一斉改選で退任が決まっているが、スムーズな引継ぎができるか不安です。

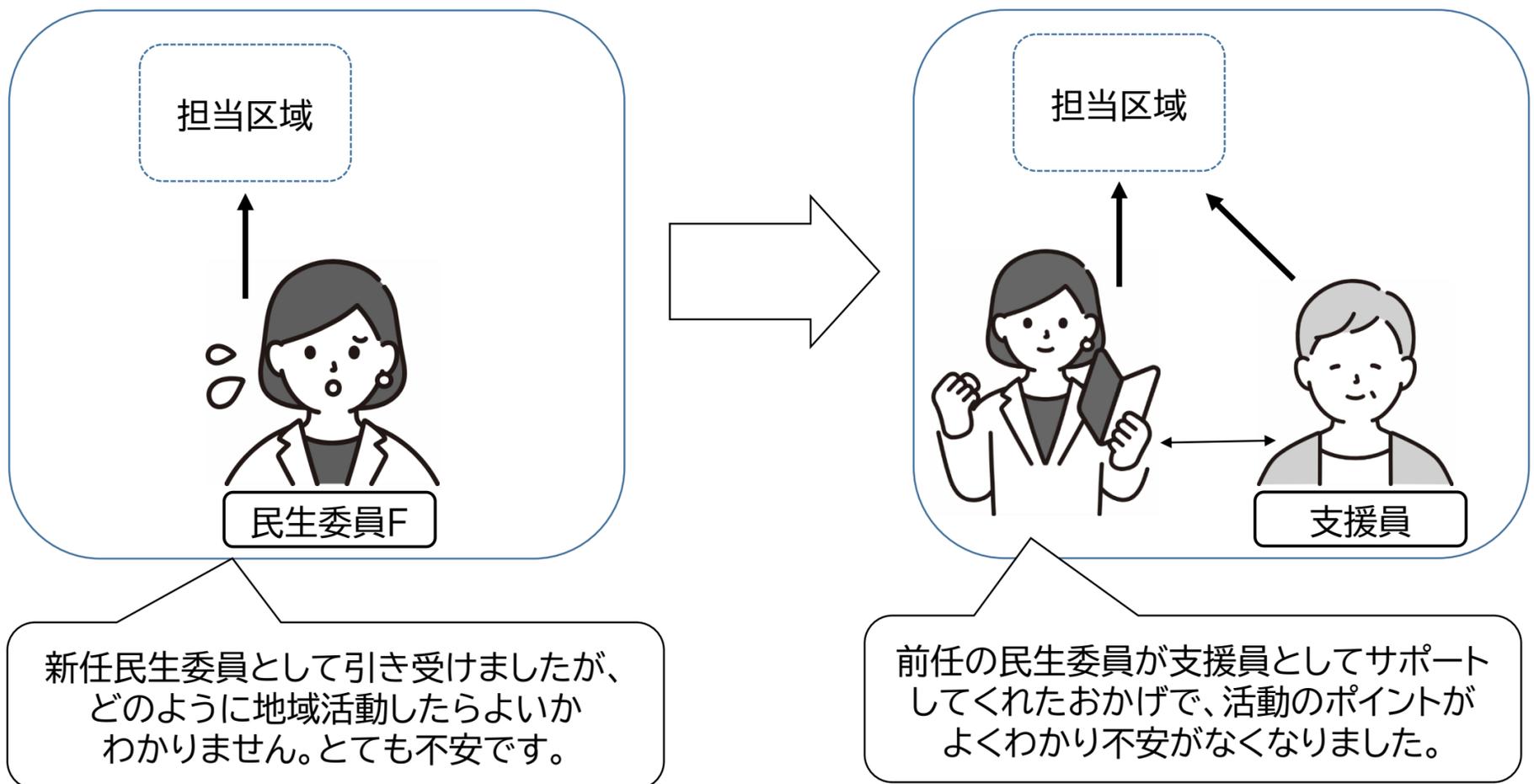


後任候補として支援員が配置されたため、一緒に活動しています。退任となってもスムーズな引継ぎができそうです。

## (5)子育てサロンを運営する主任児童委員Eさんをサポートする支援員



## (6)新任の民生委員Fさんをサポートする民生委員OBの支援員



# ★見守り活動で異変に気づくポイント

- 地域での見守り活動を行う際には、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などを優先して行います。
- 例えば、特に気に掛かるお宅の前を散歩コースにするなど、無理のない範囲で状況確認などを行ってください。
- 以下は、地域住民の異変に気づくサインの例示です。

## ○新聞、郵便がたまっている

新聞や郵便物がたまっていたら、何かの異変を知らせるサインの一つです。旅行などによる一時的な不在という場合もありますが、このようなことが見られたら、補佐する民生委員に連絡を取って相談してください。

## ○屋内の電気がつけっぱなし

夜間に屋内の電気が消えたままになっていないか、日中明るいのに電気がつけっぱなしになっている、なども異変に気づくサインの一つです。

## ○カーテン、洗濯物がそのまま

屋内の電気と同様に、カーテン・雨戸が何日も閉まったまま、夜になっても開いたままになっていたり、洗濯物が数日間ずっと干したままだったりすれば、異変のサインの一つです。

## ○最近見かけなくなった

老人クラブや自治会、町内会の活動、趣味のサークルなどに参加していたのに、急に参加しなくなった場合も異変のサインの一つです。

## ○服装がいつも同じ

高齢者の方が認知症だったり、虐待を受けている場合、ずっと同じ服装をしていたり、夏なのに厚着をしているなど、季節に合わない服装をしていたりすることがあります。これらも異変のサインの一つです。

# 3. 個人情報保護

- 支援員は、民生委員と同様に守秘義務が課せられています。個人情報保護法が施行されてから、個人のプライバシーの意識が高くなっており、万一情報が漏えいすると、民生委員や支援員の信用を著しく損なうこととなります。
- 支援員は具体的な相談は行いませんが、支援員活動を通じて関わる地域住民の方々の個人情報等を守るために、以下について特に気を付けて活動を行ってください。

## ○本人から同意を得る

個人情報保護法は、自分の知らないところで自分の情報が流通することを防ぐためにあります。

行政や民生委員以外の機関等に情報提供する場合、必ず事前に本人からの同意を得るようにしてください。

## ○うっかり情報漏えいに注意

井戸端会議や喫茶店などで、要支援者の実名を出しながら民生委員と打ち合わせをするなどは、避けなければいけません。

打ち合わせをする場所に依じて、個人情報を意識する必要があります。

家族に対しても、活動で知り得た個人情報について話してはいけません。

## ○必要のない情報は持ち出さない

活動報告や訪問記録を控えたメモなど、個人情報が記載されている書類を必要以上に持ち出すと、紛失の恐れがあります。

## ○不要になった情報は速やかに破棄する

不要になった訪問記録などの個人情報は、個人情報がわからないように処置(裁断など)のうえ、確実に破棄してください。

# 4. その他

## 4-1. 活動費の支給

- ・支援員は、無報酬のボランティアですが、市から実費弁償を目的とした活動費として年額36,000円支給します。
- ・活動費は、当該年度を4月～7月、8月～11月、12月～3月の3期に分けて支給します。

## 4-2. ボランティア保険

- ・支援員は、「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」に加入します。
- ・加入手続きは一括して神戸市が行いますので、保険料の費用負担はありません。
- ・活動中の事故があった場合は、速やかに区保健福祉課へご連絡ください。

傷害補償	死亡保険金	1,275万円
	後遺障害保険金	1,275万円(限度額)
	入院保険金日額	9,000円
	手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 …[入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合 …[入院保険金日額]×5
	通院保険金日額	4,200円
	特定感染症による後遺障害、入院保険金、通院保険金	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入通院保険金額に同じ
	特定感染症葬祭費用保険金	300万円(限度額)
賠償責任保障	身体障害・財物損壊共通	5億円(限度額)
	人格権侵害	
見舞金	ボランティア共済死亡見舞金	給付金額10万円

※詳しい補償内容は、下記のホームページをご覧ください。

<https://www.hyogo-wel.or.jp/dl/2025kyousai.pdf>

## 4-3. 活動中の注意事項

- ・活動中のケガ、交通事故、熱中症などには十分ご注意ください。
- ・支援員としての活動中は、神戸市が委嘱時に発行する「支援員証」を常に携帯し、求められた場合は提示してください。
- ・活動においては、支援者の銀行の手続きや支払い代行など、金品に関わる行為は行わないでください。
- ・活動上で判断に迷う場合は、その場で対処せず、必ず民生委員に相談してください。

#### 4-4. 民生委員と支援員の関係

	民生委員・児童委員	支援員
根拠	民生委員法 児童福祉法	神戸市民生委員支援員設置要綱
身分	非常勤特別職地方公務員	ボランティア
委嘱者	厚生労働大臣	神戸市長
任期	3年(再任あり)	民生委員の任期の範囲内(再任あり)
定年	あり	なし
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への相談・支援</li> <li>・調査、状況把握、証明事務</li> <li>・活動記録の作成・報告(行政への報告が必要)</li> <li>・高齢者等の見守り活動(訪問調査や台帳整備含む)</li> <li>・サロン活動</li> <li>・行政や関係機関・団体との連絡調整</li> <li>・行政や関係機関・団体との会議、活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りや声かけ(訪問調査や台帳整備は行わない。)</li> <li>・サロン活動等の補助</li> <li>・地区民児協への協力</li> <li>・研修や会議等に参加(必要に応じて)</li> <li>・活動報告の作成(行政への報告は不要)</li> </ul>
活動費(年額)	130,200円	36,000円
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員活動保険</li> <li>・兵庫県ボランティア・市民活動災害共済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県ボランティア・市民活動災害共済</li> </ul>

# 5. 各区役所連絡先

区役所	所在地	電話(代表)
東灘区保健福祉課	東灘区住吉東町5丁目2番1号	078-841-4131
灘区保健福祉課	灘区桜口町4丁目2番1号	078-843-7001
中央区保健福祉課	中央区東町115番地	078-335-7511
兵庫区保健福祉課	兵庫区荒田町1丁目21番1号	078-511-2111
北区保健福祉課	北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	078-593-1111
北神区役所保健福祉課	北区藤原台中町1丁目2番1号(北神中央ビル)	078-593-1111
長田区保健福祉課	長田区北町3丁目4番地の3	078-579-2311
須磨区保健福祉課	須磨区大黒町4丁目1番1号	078-731-4341
北須磨支所保健福祉課	須磨区中落合2丁目2-6	078-793-1212
垂水区保健福祉課	垂水区日向1丁目5番1号	078-708-5151
西区保健福祉課	西区糀台5丁目4番地の1	078-940-9501

神戸市民生委員支援員の手引き  
令和7年5月 作成  
神戸市福祉局くらし支援課